

社会福祉法人 小麦の家福祉会
理事および監事および評議員および評議員選任・解任委員
等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人小麦の家福祉会（以下「法人」という。）の理事および監事および評議員および評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償等につき必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(費用弁償)

第2条 理事および監事および評議員および評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したとき、又は、監事が監査に出席したときは、費用弁償として別表第1の旅費を支給する。

2 理事長又は、理事長の職務を代理するものが業務等に従事したときは、費用弁償として別表第1の旅費を支給する。

3 前各項に定めるもののほか、役員等に支給する旅費については、職員の旅費規程により支給する。

4 施設開所日に役員会等が重複する場合、常勤役員には費用弁償を支給しない。

(改 正)

第2条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月18日より施行する。

別表第1（第2条第1項・2項関係）

キロ数	金 額
10km未満	2,000円
10km以上20km未満	3,000円
20km以上30km未満	4,000円
30km以上50km未満	5,000円